

## 防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用

坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあつては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用するとともに、保護具着用管理責任者の選任、呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の徹底並びに呼吸用保護具の顔面への密着性の確認を行います。

なお、雷管取扱作業において呼吸用保護具を使用する場合は、漏電等による爆発を防止するために、電動ファン付き呼吸用保護具以外の型式検定に合格した防じんマスクを使用します。



## 労働衛生教育の実施

「粉じん作業特別教育」、「特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育に準じた教育」及び「防じんマスクの適正な使用に関する教育」を実施します。



## 元方事業者が配慮する事項

粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導などの措置を講じます。